



# ふくい労福だより

Vol.12  
2018年11月号



福井県労働者福祉協議会  
mail:rofukukyo@sunny.ocn.ne.jp

〈発行〉  
福井県労働者福祉協議会  
〒918-8231 福井市簡屋町1丁目35番地  
電話(0776)21-5929/FAX(0776)21-2252

〈編集〉  
福井県編集委員会  
〈発行人〉  
高藤重範

## 活動報告

### 奨学金に関する電話相談会

10/13(土)専用フリーダイヤルを開設し、県内3ヶ所で「奨学金に関する電話相談会」を開催しました。

9日(火)には福井駅西口にてチラシを配布し、街頭行動を行いました。労福協内ライフサポートセンター福井では、専門の相談員が引き続き奨学金に関するご相談を受け付けております。

0120-629-417(ろうふく よいな)までお気軽にお電話ください。



### WEBアンケートにご協力をお願いします!

中央労福協では「奨学金と教育費負担」に関するWEBアンケートを実施しております。奨学金制度について皆さんから声をお寄せいただき、その利用実態や問題点を明らかにすることで、よりよい制度へと改善していくことを目的としています。回答は匿名で、どなたでも参加できます。実施期間は11月30日(金)までです。パソコンまたはスマートフォンから中央労福協ホームページへアクセス頂き、アンケートにご協力をお願いします。あなたの声、ご意見をお聞かせください。



## 奨学金制度を改善し、 教育費負担軽減につなげよう!

- 奨学金制度の更なる拡充と教育費負担の軽減を求めて声をあげよう!
- 未来を担う若者や子どもたちを支えよう!
- 奨学金と教育費負担のアンケートを行おう!

福井県労福協



奨学金アンケートにご協力をお願いします!



WEBアンケート実施中!

<https://www.rofuku.net>

実施期間:~2018年11月30日(金)

奨学金全国一斉相談会



なんでも相談しよう!

2018 全国福祉強化キャンペーン

## 県立大学寄付講座

今年も連合福井が福井県立大学経済学部で開催する特別企画講座において、寄付講座を行いました。6/27(水)には「働くひとのための労働福祉事業について」と題し、講師団の乙見康夫氏が、7/4(水)には「メンタルヘルス対策の重要性～「こころ支えるネットワーク事業」とは?～」と題し、斉藤事務局長と城戸相談員が講義を行いました。150名の学生が参加し、様々な感想、質問をいただきました。



## 退職者連合研修会

7/10(火)ユニオンプラザ福井にて「認知症の予防と対応について」をテーマにした研修会を開催しました。講師は㈱ケア・フレンズの作業療法士、松塚泰孝氏。90名の退職者の方々が参加し、熱心に耳を傾けていました。



## MCS(メンタルケア・スペシャリスト)合同セミナー

7/28(土)アオッサにて、MCS1～4期生138名を対象とした合同セミナーを開催しました。講師に福井大学医学部 安倍博教授をお迎えし「労働者メンタルヘルス対策としての睡眠と生体リズム障害(2)～食事と体内時計～」の講義と、こころの悩み相談ダイヤルの事例を基にしたグループワークを行いました。安倍先生の講義は前回セミナーの続き、第2弾として依頼し、専門的な内容ながらとてもわかりやすくご説明頂きました。グループワークでは、4名ずつのグループに分かれ、相談事例についてどのように対応すると良いかを話し合いました。

今後も1年に2回の予定で合同セミナーを開催し、MCSのスキルアップに繋げていきます。MCSを取得された組合員の皆様方は、必ずご参加くださいますようお願い申し上げます。



安倍教授の講義風景



4人ずつに分かれてのグループワーク

## 丹南地区いきいき夏祭り

8/25(土)連合福井丹南地域協議会主催で毎年恒例の「丹南地区いきいき夏まつり」が武生中央公園だるまちゃん広場にて開催されました。労福協としましては、今年も「チームろうふく」として飲み物の販売ブースを出展し、おたのしみ抽選会の景品として「ランチつき映画観賞券」を提供させていただきました。



横山会長あいさつ



会場風景

9/18(火)「生活困窮者自立支援制度の拡充・強化等に関する要請書」を福井県健康福祉部地域福祉課へ提出しました。

2018年9月18日

福井県  
知事 西川 一誠 様

福井県労働者福祉協議会  
会長 横山龍克

### 生活困窮者自立支援制度の拡充・強化等に関する要請書

日頃の県政へのご尽力に、心から敬意を表します。

さて、貧困や社会的孤立が広がる中で、誰もが排除されず、社会とのつながりの中で自立できる支え合いの社会や地域をつくっていくことが求められています。

こうした中で、本年6月に生活困窮者自立支援法が改正され、基本理念や都道府県の役割が明確化されるとともに、就労準備支援や家計改善支援など各事業の拡充・強化や体制の整備に向けて大きく前進しました。

本年10月の改正法施行に伴い、本県においても制度をさらに拡充・強化し、支援を必要とする人たちが相談・支援につながるよう体制を整備していくことが必要です。そのためにも、官民による幅広い協働ネットワークと地域の総合力で同事業を進めることが重要であり、弊会としても、私どものライフサポートセンターや関係組織との連携や協力関係をつくっていかねばと考えております。

また、生活困窮者支援と貧困をなくす取り組みは車の両輪です。本年10月からの生活扶助基準の大幅な引下げに伴い、連動する様々な制度や施策にも影響を与えることから、住民生活の低下や不安を招かないような対応が求められます。

つきましては、貴会におかれましては、生活保護基準引下げに伴う対応や生活困窮者自立支援制度の発展に向けて、以下について要請いたします。

#### 記

#### 1. 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

本年10月からの生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響については、国においても「できる限り、その影響が及ばないよう対応する」(本年1月19日閣僚懇談会確認)としていることを踏まえ、同基準に準拠する社会保障制度や就労援助などの諸制度については、地方単独事業も含めて従前と同水準の支援を堅持するなどの措置を講ずること。また、管内の市町村に対しても、引き下げに伴う住民生活への影響を最小限にとどめるよう周知徹底を行うこと。

#### 2. 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

- ① 改正法に定められた基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮などの複合的な課題を抱えて支援を必要とする人たちに対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や住民への周知・啓発を徹底すること。
- ② 支援が必要な人たちをできるだけ早期に適切な支援につなげ、新たな相談を實踐するため、十分な支援員等の人員配置や体制整備を行うとともに、そのために必要な予算を確保すること。
- ③ 改正法により就労準備支援事業、家計改善支援事業が努力義務化され、国が今後3年間で集中的に実施体制の整備を進めることを受けて、県内全ての地方自治体において同事業が完全に実施されることを目指して取り組むこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、地方自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかること。
- ④ 改正法により、都道府県による市等への支援事業が創設され努力義務化されたことを受けて、県としての役割やイニシアティブを發揮し、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化すること。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行うこと。
- ⑤ 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ(優先発注、規制優遇、立ち上げ支援等)の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進すること。
- ⑥ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキル向上を支援するための必要な措置を講ずること。
- ⑦ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断すること。
- ⑧ 支援効果の評価にあたっては、経済的自立(就労)のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価すること。また、子どもの学習・支援にあたっては、居場所づくりや生活面も含めた包括的な支援を行うこと。

#### 3. その他

- ① 昨年10月に創設された「新たな住宅セーフティネット制度」の周知・啓発を行うとともに、改修費や家賃補助等の仕組みの活用、居住支援協議会の設置・強化をはかり、セーフティネット住宅の確保や居住支援を充実させること。
- ② 食品ロスの削減や生活困窮者支援の観点から、また災害時における食料支援システムとしてフードバンクを積極的に位置づけ、フードバンク活動の普及・促進、事業・財政基盤確立のための支援を行うこと。

以上

ろうきんカードローン **マイプラン**に

**借換**

しませんか？



カードローンの金利、払いすぎではありませんか？

実施期間 2018.10/10から

3/31日  
2019 まで

3カ月間  
お利息

0 円! **実質**

お使いみちが  
**自由!**

旅行やショッピング、  
冠婚葬祭...etc.  
いろいろ使えて便利!

急な出費  
にも安心!

予期せぬ不意な出費にも  
安心! カードだから  
とっても便利!

毎月ムリなく  
定額返済

ご返済は月々決まった金額で  
安心! ろうきんATMや窓口で  
随時にご返済もOK!

繰り返し  
ご利用OK!

ご融資極度額の範囲内なら、  
繰り返し何回でも  
ご利用いただけます。

ろうきんカードは  
ATMお引出し手数料

0 円! **実質**

ATMご利用時にかかったお引出し手数料を即時にご利用口座にお戻しいたします。  
カードローンご利用時は、カードローン口座にお戻しいたします。

コンビニATM6  
ご利用いただけます!



※一部設置されている店舗や、提携店舗システム上、  
ATMの制によりご利用いただけない場合があります。

北陸ろうきん

**全労済の住まいる共済** 手頃なプランで自然災害による被害を保障します。

火災共済・自然災害共済

風水害等特付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

**加入例 戸建ての場合**

**[木造構造・持ち家]**

月払掛金 **2,000円**

火災共済+自然災害共済(大型タイプ)  
100口加入(住宅50口+家財50口)

最高保障額

- 火災などのとき **1,000万円**
- 風水害雪害などのとき **1,000万円**
- 地震などのとき **300万円**

**他にもさらに大きな保障プランがあります!**  
お近くの窓口へお気軽にご相談ください。

**さらにプラスで特約が付けられます。**

＼ご近所とのトラブルを防ぐ特約も！

＼さらなる安心をプラス！

<p><b>類焼損害保障特約</b></p> <p>自宅が火元となった場合の近隣への保障</p> <p>月払掛金 <b>200円</b> で 最高保障額 <b>1億円</b></p> <p>●火災共済に300口以上加入している場合にセトできます。</p>	<p><b>個人賠償責任共済</b></p> <p>ご自身やご家族(同一生計の親族)が賠償責任を負った場合の保障</p> <p>月払掛金 <b>200円</b> で 最高保障額 <b>1億円</b></p> <p>●火災共済に300口以上加入している場合にセトできます。</p> <p>●自動車や他人にぶつかり、けがをさせた。 ●子どもが遊んで他人の物を壊した。 ●罰し状が他人にかみついているが争えなかった。 ●契約者と内容で、主君をセとする特約が適用されません。</p>	<p><b>盗難保障特約</b></p> <p>盗難により「家財」に損害が生じた場合の保障</p> <p>月払掛金 <b>100円</b> で 最高保障額 <b>300万円</b></p> <p>●火災共済のみの契約で契約300口以上加入している場合にセトできます。</p>	<p><b>借家人賠償責任特約</b></p> <p>賃貸住宅のお住まいの方が貸主に対して賠償責任を負った場合の保障</p> <p>月払掛金 <b>150円</b> で 最高保障額 <b>1,000万円</b></p> <p>●火災共済に300口以上加入している場合にセトできます。</p>
---	---	---	---

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は資料をご請求いただき、「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

**全労済の相談窓口** 直接相談できるから、わかりやすく安心! お気軽にお越しください。

あなたの暮らしのすぐそばに

**福井県の窓口のご案内**

**全労済福井推進本部**  
(福井県労働者共済生活協同組合)

QRコード対応携帯電話からQRコードを読み取るだけで全労済ホームページのURLが表示されます。

QRコード

保障のことなら

**全労済**

**職域推進課**

☎ 0776-26-6187 月～金 9時～17時

〒910-0859 福井市日之出1-10-1

土・日・祝日・年末年始は休み

JR福井駅より徒歩7分

**嶺南支所**

☎ 0770-25-6031 月～金 9時～17時

〒914-0803 敦賀市新松島町4-11 大和田ビル

土・日・祝日・年末年始は休み

JR敦賀駅より車で5分

21188008.18.08.5000.5K

# 福井県民生協インフォメーション

## 7月26日(木)鯖江市に10店舗目の新店 「ハーツ神中」がオープン!

鯖江市神中町2丁目5番5号 国道8号線沿い初の出店です▶



関係者の皆様をお迎えし、オープン記念式典・オープニングセレモニーを開催いたしました。開店と同時に組合員、地域の皆様に多数ご来店いただきました。お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



竹生理事長ごあいさつ



湯川店長より決意表明



組合員と共にテープカット



農産コーナーは低めの平台で選びやすく、丹南産の商品をはじめ少量規格も充実しています。



お魚コーナーは福井の鮮魚を中心に、朝どれ越前港直送の鮮魚でつくる刺身などが夕方に並びます。調理や加工はお気軽にどうぞ!



惣菜コーナーでは、本格的な鉄板やピザ差を導入しました。お好み焼きやモダン焼きなどの鉄板メニューや生地伸ばしから手作りの焼きたてピザなど新メニューもお楽しみください。



お肉コーナーは、産地・生産者・肥育が明確な産直肉で、焼肉、ステーキはコーナー化し豊富な品揃えをしています。

ユニオントラベル福井は  
金・土曜日の宿泊について  
15名様以上の団体様に  
宴会場を確保しています。

ユニオントラベルの

# 忘 年 会

# 新年会

2018年11月1日(木)

～2019年2月28日(木)

15名様より  
カラオケ  
無料サービス



20名様より  
福井の地酒  
1本プレゼント!



30名様より  
ユニオン旅行券  
5,000円進呈!



お問い合わせ  
お申し込みは

一級社団法人 福井県観光誘致センター <福井県旭野郡津田町2-57号>  
ユニオントラベル福井

〒910-8231 福井県福井市同慶寺1-35 0776-21-2312  
福井県労働組合連合会 ユニオンプラザ福井内 TEL.  
総合旅行業務管理主任者 川尻幸夫

# 第68回 福井県勤労者美術展を開催します

今年も福井県勤労者美術展を開催します！

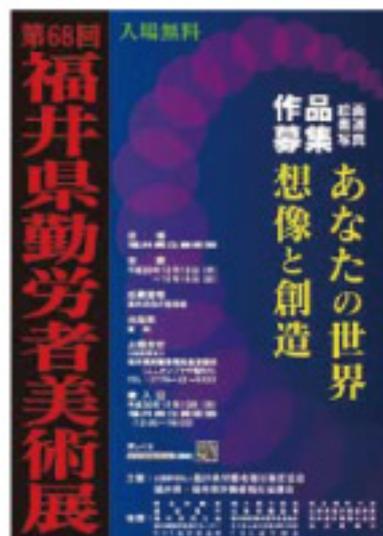
皆さんが自由時間を利用して創作した作品を募集しています。

勤労者美術展を自由時間活動のスタート、そして創作する仲間とのふれあいの場としませんか？家庭でこつこつ制作している方、サークル等で活動している方、意欲的に創作している方、ふるってご応募ください！

1. 会 期 12月13日(木)～12月16日(日)
2. 会 場 福井県立美術館
3. 部 門 絵画・書道・写真
4. 出品料 無料
5. 搬入日 12月10日(月)12時～16時
6. 搬出日 12月17日(月)9時～13時



詳細についてはこちらからご確認ください  
([http://kikinkyu.main.jp/wp\\_news\\_info.php?p=214](http://kikinkyu.main.jp/wp_news_info.php?p=214))



## 労福協お楽しみ！ クロスワードクイズ

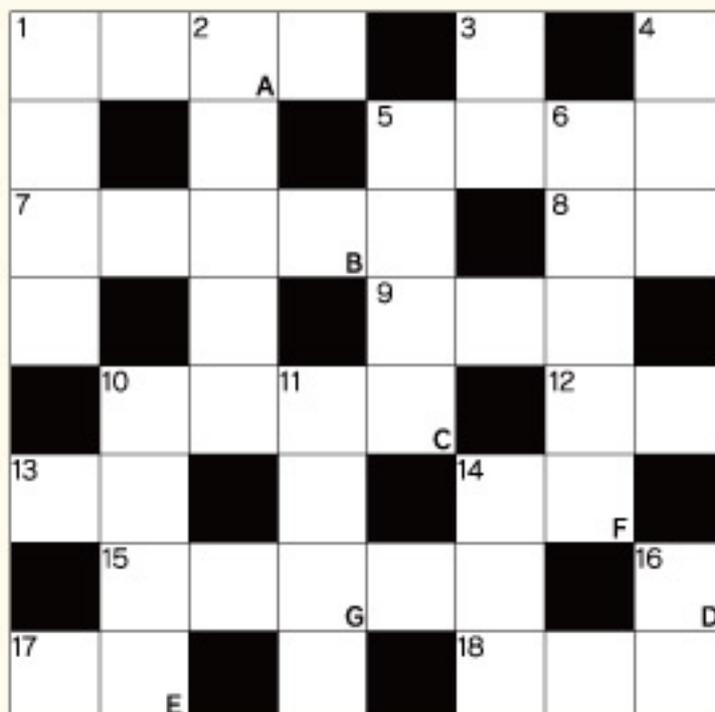
クイズの正解者の中から「抽選」で10名様に「500円分のQUOカード」をプレゼント！  
皆さま方からたくさんのご応募をお待ちしています。

### ☆☆☆ タテのカギ ☆☆☆

- 【タテ1】草が一面に生えている広い原っぱ。
- 【タテ2】思わず笑い出すこと。こらえきれずにふきだすこと。
- 【タテ3】決まり、法律、法則、方法。
- 【タテ4】ちょうど横、まっすぐ横。
- 【タテ5】経験したことのない物事を、たぶんこうであろうと、心の中に思いえがくこと、空想。
- 【タテ6】旅客を乗せて運ぶための飛行機。
- 【タテ10】経済的に豊かで、生活に余裕があること。
- 【タテ11】個人によって違いがあること。
- 【タテ14】みより、親類、親子・兄弟・親戚。
- 【タテ16】悪性の腫瘍。早期発見が大切です。

### ☆☆☆ ヨコのカギ ☆☆☆

- 【ヨコ1】そこない失うこと。特に利益・財産などを失うこと。また、失ったもの。
- 【ヨコ5】替、出家。
- 【ヨコ7】現れて見える形やありさま、出来事など。
- 【ヨコ8】水平・左右の方向。
- 【ヨコ9】数・量が増えること。また、増やすこと。
- 【ヨコ10】役に立つこと。効き目があること。
- 【ヨコ12】文字などが雷かかれた同じ形の紙片・木片などの一つを抜き取ることで勝敗・当落・吉凶などを決めるもの。
- 【ヨコ13】封筒・容器・出入り口などを通してふさぐこと。
- 【ヨコ14】根から上へのびて、えだや葉を付ける太い部分。
- 【ヨコ15】健康でないこと。体によくないこと。
- 【ヨコ17】地域の表面で、水におおわれていない部分。
- 【ヨコ18】英国で鶏肉のこと。



★応募方法 A・B・C・D・E・F・Gに当てはまる回答(カタカナ7字)と「郵便番号・住所・氏名・勤務先・電話番号」を記入し、「官製はがき」で下記郵送または「労福協eメール」で受付けます。※[eメール]アドレスは当ふくい労福だよりの1面上部に記載あり。

★応募資格 福井県在住または福井県内企業にお勤めの方

★郵 送 先 〒918-8231 福井市問屋1丁目35番地 福井県労働者福祉協議会 クロスワード・クイズ係

★応募締切 2018年12月25日(火) 必着

★当選者発表 当選者への発送をもってかえさせていただきます。